

第36回「滋賀県中学生水の作文コンクール」
(兼 第41回「全日本中学生水の作文コンクール」滋賀県地方審査)
(兼 第16回「琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール」滋賀県地方審査)
実 施 要 領

平成31年4月
滋 賀 県

1 目 的

「水の日」および「水の週間」の行事の一環として、次代を担う中学生を対象とした作文コンクールを実施することにより、広く水に対する関心を高め理解を深めることを目的とします。

2 主 催
滋賀県

3 募集内容

(1) 名 称

第36回 滋賀県中学生水の作文コンクール

(2) 対 象

滋賀県内に通学する中学生（コンクール実施当該年度において、中学校に在学中の者またはこれらの者と同じ学齢のものを含みます。）

(3) 課 題 「水について考える」（題名は自由）

水は、地球上のあらゆる生命の源です。また、水は、自然の力によって循環する資源です。

平成26年7月に施行された水循環基本法では、水循環とは、水が、蒸発、降下、流下または浸透により、海域等に至る過程で、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環することと規定されています。

水は、この循環の中で、私たちの毎日の暮らしや農業、工業などの産業活動を支える重要な資源となっているほか、地域の個性ある豊かな水辺環境や文化の形成にも大きな役割を果たしています。この重要な資源である水を、私たちの暮らしの中で不自由なく使えるように、水源として重要な役割を果たす森林の保全に取り組んだり、水をきれいにし各家庭に配るなど、様々な努力がなされています。

平成15年3月に琵琶湖・淀川流域で開催された「第3回世界水フォーラム」などでも話題に上ったように、最近では、身近な川だけでなく「流域」を一つの単位として、この貴重な水を守ろうという取組が積極的に行われています。

また、滋賀県では「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」の施行を記念して「びわ湖の日」を制定しており、県民の皆様へ改めて、琵琶湖の価値について考え、琵琶湖の再生に向けて、ともに取り組むきっかけとしていただきたいと思います。

この機会に、水についての理解を深めるとともに、この限りある貴重な水資源を未来に引き継ぐため、日常生活での体験や両親、先生から学び聞いた話などをもとに、いま一度水を見つめ「水について」考えてみましょう。

例題 「大切な水」、「水不足を経験して」、「命を支える水」、「川の様々な役割」、「ダムとの役割」、「水と暮らし」、「水源を守る」、「水のある風景」、「琵琶湖・淀川流域での取組」、「上下流の交流・連携」等

(4) 原稿枚数

400字詰め原稿用紙（A4サイズ）4枚以内で日本語で表記されたもの

作文には、**本文の前（原稿用紙枠内）に題名、学校名（ふりがな）、学年、氏名（ふりがな）を必ず記入**してください。

(5) 提出方法

提出作文の入った封筒に**「水の作文 合計〇〇通在中」**と記入の上郵送して下さい。

(6) 募集期間

2019年4月1日（月）～2019年5月13日（月）まで（必着）

(7) 応募および問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 電話 (077)528-3461（直通）

4 審査

滋賀県中学生水の作文コンクールの審査について、滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課において行います。

最優秀賞1名、優秀賞2名以内、「びわ湖の日」特別賞1名、佳作3名以内を選定します。

特に優秀な作品については、「中央審査」の応募作品として国土交通省へ、あわせて「流域審査」の応募作品として琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール実行委員会へ提出します。

参 考

- ・「中央審査」（全日本中学生水の作文コンクールの審査）
国土交通省に置かれる中央審査会において行います。
- ・「流域審査」（琵琶湖・淀川流域水の作文コンクールの審査）
琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール実行委員会において行います。

5 表彰および入賞発表

滋賀県中学生水の作文コンクールについて、4の審査で選定した作品に対し、以下のとおり入賞発表を行い、知事名で表彰します。

なお、入賞者がいない学校等にもその旨通知します。

- ① 最優秀賞 1名 賞状
- ② 優秀賞 2名以内 賞状
- ③ 「びわ湖の日」特別賞（特に琵琶湖の再生や琵琶湖の価値について考えた作文）1名 賞状
- ④ 佳作 3名以内 賞状

参 考

- ・全日本中学生水の作文コンクール
国土交通省で以下のとおり入賞発表が行われ、県内の入賞者へは県から通知します。
最優秀賞および優秀賞の受賞者は、国土交通省に招待され賞状および副賞が授与されます。
入選者へは県から賞状および副賞を伝達します。
 - ① 最優秀賞 1名 賞状、副賞
 - ② 優秀賞 8名程度 賞状、副賞
 - ③ 入選 30名程度 賞状、副賞
 - ④ 佳作 「中央審査」へ送付された者のうち、①、②及び③を除く者全員に記念品を授与
- ・琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール
琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール実行委員会で以下のとおり入賞発表が行われ、県内の入賞者へは県から通知し、賞状および副賞を伝達します。
流域賞 滋賀県から1名 賞状、副賞

6 個人情報の取り扱い

本コンクールの応募作文に記載の個人情報は、本コンクールの運営に必要な範囲内で利用します。応募者の同意なく、利用目的を超えて利用することはありません。

入賞作文については、作文のほか、記載された学校名・学年・氏名を国土交通省、滋賀県および琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール実行委員会（琵琶湖・淀川流域ネットワーク推進会議）のホームページや作品集に掲載するほか、報道機関を含めた関係者へも提供することになりますので、予めご承諾の上、ご応募ください。

7 作文集

国土交通省で作文集を作成し、同ホームページ内に掲載します。

8 著作権等

- ・応募作文は自作の未発表のものに限ります。なお、受賞後に不正（他人の作文の盗用など）が発覚した場合は、賞を取り消すことがあります。
- ・入賞作文の使用権は、滋賀県に帰属します。ただし、中央審査における入賞作品は、国土交通省に帰属します。
- ・応募作文の返却は行いません。